

大津市下水道排水設備指定工事店処分基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津市下水道排水設備指定工事店規程（以下「規程」という。）第10条の規定による指定の取消し又は一時停止の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 公営企業管理者は、指定工事店の処分の公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的として、大津市下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表1に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行うものとする。

3 委員会は、局長、企業総務長、技術事業長、施設事業長、企業総務課長、下水道整備課長及び下水道施設課長の職にある者その他公営企業管理者が必要と認める者をもって組織する。

4 委員長は、局長の職にある者をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

7 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

8 議事は、会議の出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。

10 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

11 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第9項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

12 委員会に関する庶務は、お客様設備課において処理する。

(違反点)

第3条 大津市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときは、同表に定める違反点を付加する。

2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から2年間とする。

3 公営企業管理者は、第1項の違反点を付加したときは、指定工事店に通知するものとする。

(処分)

第4条 公営企業管理者は、前条の規定により指定工事店に付加された違反点の合計が別表2に定める点数となったときは、同表に定める処分を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の処分に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

	違反等の事項		根拠規定	違反点
遵守事項（規程第6条関係）				
1	正当な理由がなく排水設備工事の施行の申込みを拒否したとき。		規程第6条第1項第1号	1
2	排水設備工事を、適正な工費で施行しなかったとき。		規程第6条第1項第2号	1
3	排水設備工事の請負契約を締結するに際して、相手方に、請負金額、工事期間その他必要事項を明確に示さなかったとき。		規程第6条第1項第3号	1
4	排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わしたとき。		規程第6条第1項第4号	1
5	下水道排水設備指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与したとき。		規程第6条第1項第5号	1
6	条例第5条の規定による公営企業管理者の確認を受けた計画に係る工事以外の排水設備工事をおこなったとき。		規程第6条第1項第6号	1
7	責任技術者の監理の下において排水設備工事の設計及び施行をしなかったとき。		規程第6条第1項第7号	1
8	天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものを除き排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障等について無償で補修しなかったとき。		規程第6条第1項第8号	1
9	その他遵守事項義務違反		規程第6条第2項	1
条例違反事項				
10	無届け工事を行ったとき。	排水設備の使用後に無届け工事が発覚したとき。	大津市下水道条例（昭和43年条例36号。以下「条例」という。）第5条	2
		排水設備の使用前に無届け工事が発覚したとき。		1
11	排水設備工事が完了した日から5日以内にその旨を公営企業管理者に届け出て検査を受けなかったとき。		条例第7条	1
12	責任技術者又は責任技術者の監理の下で排水設備工事を施行した者が検査に立ち会わなかったとき。		下水道法第49条第4項	1
備考	違反の件数は、確認申請書1枚につき1件とし、1件の行為により2以上の違反等の事項に該当するときは、それぞれの事項につき違反点を付加する。			

別表 2

違 反 点	処 分
2 点	警 告
3 点	1 5 日間指定効力停止
4 点	1 か月間 "
5 点	2 か月間 "
6 点	3 か月間 "
7 点	6 か月間 "
8 点	指 定 取 消 し